

平成 30 年 3 月

平成 30 年度

港湾厚生関連施設

事業計画書

指定管理者

一般社団法人 横浜港湾福利厚生協会

1 平成 30 年度の目標と取組

2 管理執行体制

■責任体制

3 安全対策、緊急時の対応策

■施設における安全対策

■事故、災害発生時の対応策、計画

■事故、災害発生時の連体制

4 利用者サービス、日常の業務改善による利用促進等

■利用者サービスの向上や利用者数を増やすための具体的な提案

■利用者ニーズや意見、要望などを受け、運営に反映させる体制

■利用者への接遇の向上

■厚生センターの開館時間、休日設定

5 経費節減策

6 コンプライアンス等について

■関係法規の遵守の方法、体制

■個人情報の管理方法、体制、保護方策

7 自主事業計画

8 研修計画

9 法定点検等実施計画表

■外部へ委託する業務（専門業務）

1 平成30年度の目標と取組

平成30年度につきましても引き続き指定管理者として対象となる厚生センターの維持管理と効率的な運営を円滑に行うよう努めてまいります。

当協会は、横浜港で働く方々の福利厚生面や利用される方々へサービスでの充実を図り横浜港の発展に寄与するよう、港湾厚生関連施設の管理運営を積極的に推進しております。

また、昨年度夏季に山下ふ頭港湾厚生センターは、旧館から新設の本館及び別館へ、滞りなく移転し運営を開始いたしました。

新センターの利用者からも「便利で使いやすい」と好評を得ており、今年度以降も快適で利用しやすい施設として、運営に努めてまいります。

各厚生センターは、横浜港内の各ふ頭内及びその隣接部（横浜市港湾労働会館、山下ふ頭港湾厚生センター別館、本牧ふ頭港湾厚生センターの3か所）に設置されております。

ふ頭内は港湾作業が中心で大型車両の通行が多く、ふ頭内道路には信号や歩道も一部しか設置されていませんので歩行するには非常に危険性が高く、また保税地区で港湾関係者以外の立ち入りが規制されていることから、一般市民が気軽に利用されにくい場所にあります。

このため、各ふ頭とも船舶の入港状況等、景気の動向により利用者数は変動しますが、利用者の多くはリピーターの方々ですので利用者の動向やニーズの把握に努めるための方策として、施設利用アンケートやテナントへの要望等を聴取し、良好な運営が維持できるよう管理すると共に、どこの厚生センターでも常に均一のサービスが提供できるよう努めます。

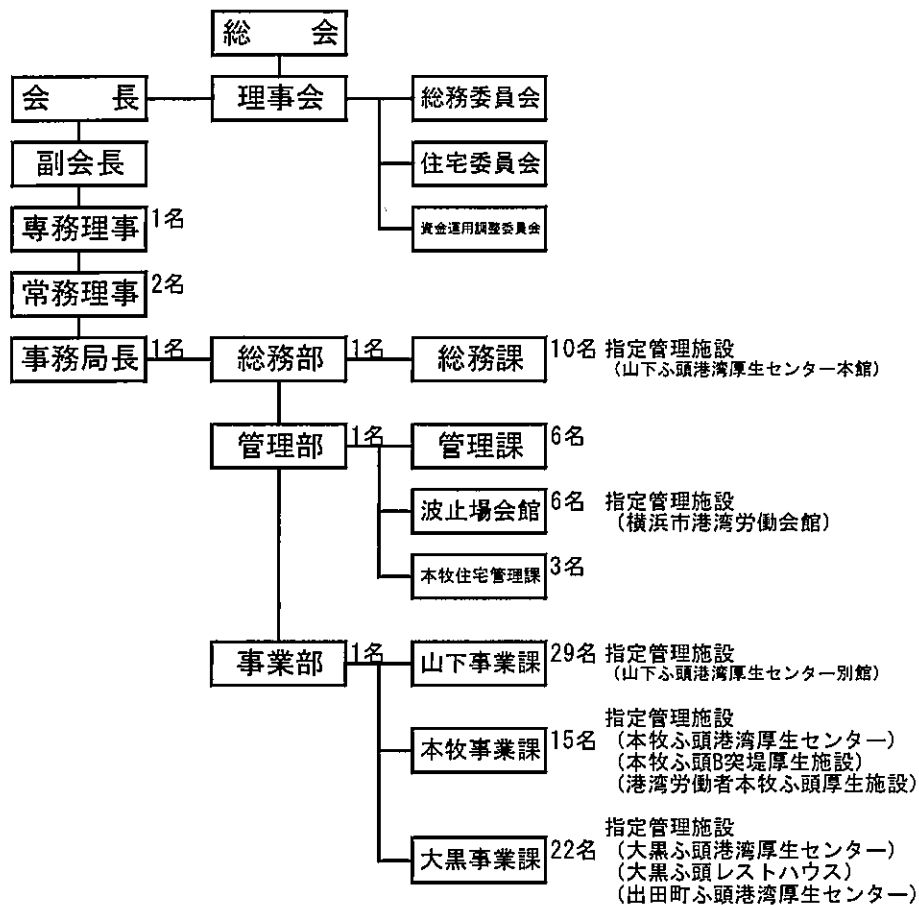
なお、一部の厚生施設においては、一般の市民の方も多く利用されますが、この場合につきましても、港湾で働く方々と同様のサービスを提供できるよう留意します。

各施設においては、担当課に的確な人員を配置し対応するほか、全施設において夜間、休日の緊急対応が行える体制を整えております。

また、現在、当協会が実施する事業については、ホームページへの掲載や広報紙「はまかぜ」の発行など、広く情報提供を行っておりますが、指定管理業務も含め、今後とも利用者確保に向けた情報発信や利用者の意見聴取など、これらのメディアを活用し広範囲からの的確に実施してまいります。

2 管理執行体制

■執行体制組織図（平成30年3月31日現在）



日常的な管理運営は、各担当部署の課長級以下（事務職）で対応しますが、必要な情報は定期的に行われる

- (1) 幹部会議（毎月第1火曜日、係長以上28名で構成）
- (2) 部課長会議（毎月第2・第4火曜日、課長以上14名で構成）
- (3) 部長会議（毎週火曜日、部長以上8名で構成）

において共有され、問題発生時には組織として対応策を検討することとしております。

※緊急時には、各会議とも必要に応じて臨時開催して対応いたします。

【担当者が有する資格等】

- ・甲種防火管理者

また、横浜市主催の研修にも積極的に参加し、指定管理者として求められる資質を習得するように努めます

3 安全対策、事故発生時の対応策

■施設における安全対策

(1) 消防法に基づき、防火管理責任者を任命、消防計画を策定し防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を努めます。

消防計画に基づき各種防火管理業務を行うほか消防設備点検の実施、自衛消防組織を編成し、その他災害防止対策を実施します。

(2) 建築基準法第12条による、建築物及び建築設備の定期点検の実施・報告に基づき修繕計画の策定に横浜市港湾局と調整します。

(3) 電気・ガス設備については、定期的に点検を実施し安全の確保に努めます。

(4) 定期的に防災訓練を実施し、啓蒙活動に努めます。

(5) 食品を扱う従業員は、定期的に腸内細菌検査を行い食中毒原因菌の保菌者の早期発見に努めております。万が一保菌者を発見した場合、就業場所の殺菌や本人との接触従業員の再検査、就業制限等により食中毒発生の防止に努めます。

(6) 施設の規模に応じて、機械警備を実施するほか、必要に応じ警備会社に夜間、休日等の警備巡回を委託し、防災・防犯に努めます。

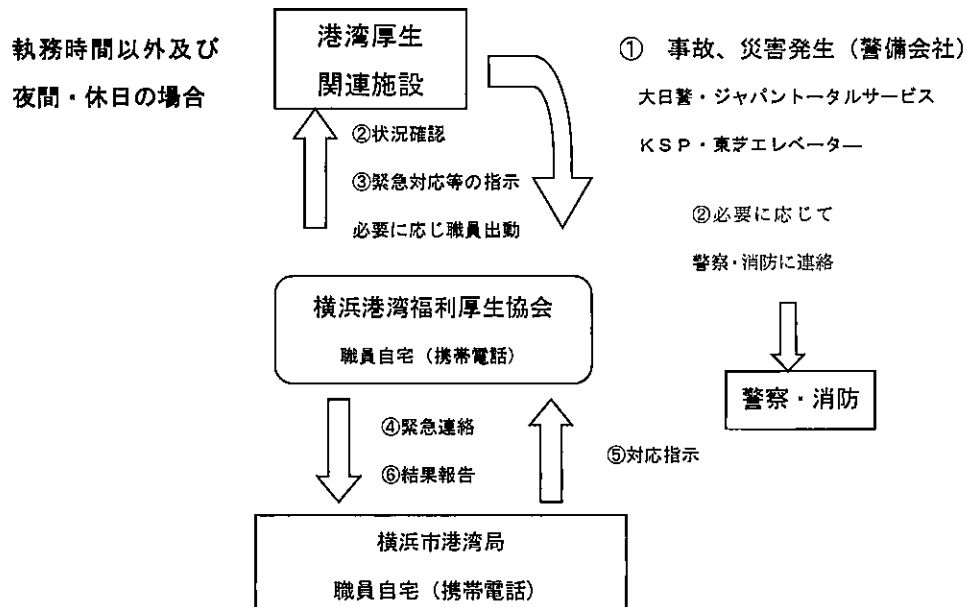
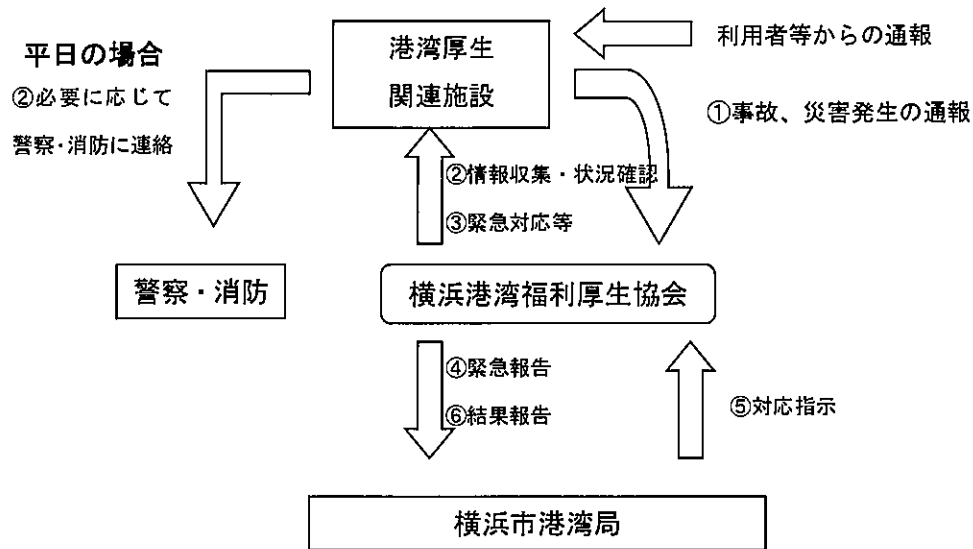
また、一部の施設には防犯カメラを設置し、不審者・不審物の早期発見に努めます。

(7) 港湾業界と協力し、施設の規模に応じ、災害時に港で働く方々への支援物資として、飲料水の備蓄等を行っております。

(8) 全施設の入り口付近には、手指消毒用アルコールを配備し感染症の予防等、利用者の健康に配慮しています。

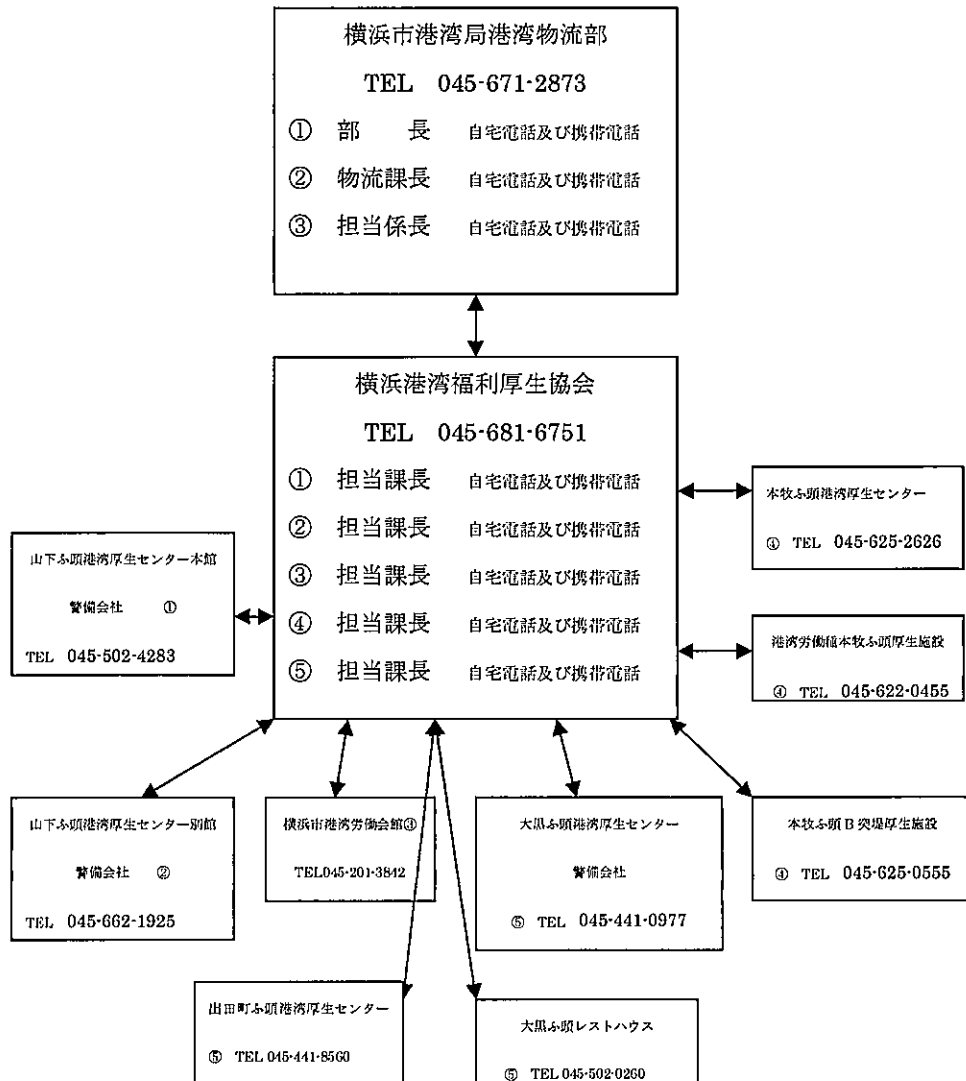
■事故・災害発生時対応フロー

- ・夜間・休日等を含め365日24時間、緊急時には適切に対処します。



■事故、災害発生時の連絡体制

緊急連絡体制表



4 利用者サービス、日常の業務改善による利用促進等

■施設の利用度を高めるための具体的な提案

ご利用いただく港湾関係者の方々に、より良いサービスを提供するため、定例的に利用者アンケート調査や意見の聴取等を実施し、利用者の声やニーズに耳を傾け、利用しやすい環境の整備を行います。

具体的には何方でも利用できる

1. 無料休憩スペースには

ア) 椅子・テーブル・ハイカウンターを設置するだけでなく、テレビやエアコンの設置（山下ふ頭港湾厚生センター本館）

イ) ゴロンと横になれる畳の部屋（大黒ふ頭港湾厚生センター）

ウ) 打ち合わせや待ち合わせに使える1階玄関ホールのフリースペース（横浜市港湾労働会館）

など利用者の利便を図っております。

2. 無料の冷水・給茶の提供（食堂設備）

3. 貸会議室の低料金設定（横浜市港湾労働会館）

4. 施設内直営食堂の献立には「毎月18日を波止場の日」として特別メニューや有名料理店とのコラボレーション・メニューをシェフ監修のレシピにて、味を再現した料理を低価格で限定販売し利用者から好評を得ております。

5. 売店における商品構成など

多くの皆様に満足いただけるよう、ご意見等をまとめ、テナントがフィードバックしやすい環境を実践しているところですが、今後も、利用者サービスの向上に努めてまいります。

また、利用者には、当協会のインターネットのホームページの公開や広報紙（はまかぜ）を各事務所や食堂にて無料配布することにより、広く情報を発信し利用促進に努めております。

■利用者ニーズや意見、要望を受け、運営に反映させる体制

当協会が公開している前述メディア（EメールやFAX）及びアンケート調査を通じて、利用者から頂いた貴重なご意見・ご要望については、それらを事業に反映し、施設設備、備品や施設消耗品など、利用者の皆様が利用しやすく、満足いただけるよう整備するのみならず、福利厚生事業として適切か判断し必要に応じた対応をいたします。

アンケート等を実施の際には、既存テナントについても同時にとり、利用者のニーズに沿えるように努力いたします。

■利用者への接遇の向上

利用者の満足度向上のための接遇が実行できるよう協会職員全体で取り組み、より良いサービスの提供に心掛けております。

具体的には、ご利用される方々に接遇した時には、「笑顔で挨拶」するだけでなく、気持ち良く満足していただけるよう「ホスピタリティマインド」により、接遇の向上に努めます。

■港湾厚生センターの、開館時間、休日設定

国際コンテナ戦略港湾として、また、24時間364日フルオープンへの対応のため、ふ頭内にある厚生施設といった特性を踏まえ、利用される方がより利用しやすいよう、港湾労働者の就業時間や就業日を踏まえた、開館時間等の設定を行うことにより、皆様が利用しやすくなるとともに、サービスの向上に努めます。

【港湾厚生センターの開館時間】

施設名	開館時間	休業日	
大黒ふ頭港湾 厚生センター	(平日) 午前6時30分から午後5時まで (土曜日) 午前6時30分から午後2時まで	日曜日、祝日 及び 年 末 年 始 (12月30日～1月4日)	
大黒ふ頭 レストハウス	(平日) 午前7時から午後3時30分まで (土曜日) 午前7時から午後1時まで		
出田町ふ頭港湾 厚生センター	(平日) 午前7時から午後3時まで (土曜日) 午前7時から午後1時まで		
横浜市 港湾労働会館	(平日) 午前9時から午後9時まで (土曜日) 午前9時から午後5時まで		
山下ふ頭港湾 厚生センター本館	(平日) 午前6時30分から午後5時まで (土曜日) 午前7時00分から午後2時まで		
山下ふ頭港湾 厚生センター別館	(平日) 午前8時00分から午後4時まで (土曜日) 午前8時00分から午後1時まで ※1月1日を除く年末年始、屋食弁当、店頭 引取り販売を実施(午前中)		
本牧ふ頭港湾 厚生センター	(平日) 午前6時30分から午後5時まで (土曜日) 午前6時30分から午後2時まで ※1階 ポートストア本牧コンビニ店は、 24時間、年中無休		
本牧ふ頭B突堤 厚生施設	(平日) 午前8時から午後2時30分まで (土曜日) 午前8時から午後1時まで		
港湾労働者 本牧ふ頭厚生施設	(平日) 午前6時から午後2時まで		土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始

5 経費節減策

当協会が、長年に亘り蓄積してまいりました施設管理の経験を生かし、同一業務の一括発注や消耗品の効率的、計画的な購入を行うことなどにより、コストの節減に努めてまいります。

同一地域内にある自社の厚生施設と指定管理施設の連携によって、効率的かつ良質な管理運営の工夫を進め、施設・設備等の保守管理、清掃その他環境管理等について、経費削減に努力するばかりでなく、一律なサービスの提供を引き続き推進いたします。

また、施設の規模、利用状況等に応じて適切な人員配置に努め、併せてゴミの排出量の削減や分別による資源ゴミの回収の推進、使用器具の高効率化への更新や節電等を積極的に行い、省エネルギー化を図るなど、地球環境に配慮いたします。

6 コンプライアンス等について

■関係法規の遵守の方法、体制

関係法規の遵守にあたっては、横浜市が実施していますコンプライアンスの推進を参考にし、常に高い倫理観に基づき、社会的良識に従うことを基本としています。

対象施設の管理にあたっては、日本国法令、横浜市港湾施設使用条例及び港湾施設使用条例施行規則を遵守します。その管理方法として、管理業務仕様書に基づき、指定管理業務を適切に執行するため、諸規定及び執行の体制を整備しております。

具体例として、全厚生施設は消防法に基づき、防火管理者を選任し、防災訓練の実施、消防設備の点検等により、防災体制を整えております。

また、食堂、給食、売店については火元責任者の選任と食品衛生法に基づき、食品衛生責任者を選任し、食中毒の予防及び食品従事者に対する定期的な検便検査の実施や講師を招いて講習会を開催し、食品従事者の啓蒙活動を行っております。

その他、「健康増進法」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、原則的に施設内禁煙（山下ふ頭港湾厚生センター本館・別館及び横浜市港湾労働会館の3か所及び自社の管理する万国橋会議センターには、喫煙室を設置し完全分煙としています。）とし、利用者の健康管理に配慮しております。

また、横浜市が定める指定管理者情報公開標準規程に基づき、情報開示請求があった場合は規程に準じて開示いたします。

■個人情報の管理方法、体制、保護方策

個人情報の取扱いについては、保護の重要性を各職員が認識し、取り扱いにあたっては法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱いを行うよう管理しています。

管理にあたってコンピューターを使った業務については、外部とのオンライン処理を制限し、使用するソフトウェアは、パスワードの設定、使用者毎に入力事項の制限及び職員のデータへのアクセス権限を設定するほか、データのコピー禁止や持ち出しを禁止する等、個人情報の保護について必要な措置を講じます。

また、個人情報の記載された台帳やファイルは、保管場所を施錠管理する等、閲覧の制限を設け、漏洩滅失、き損、改ざんの防止に努めるとともに、不必要な情報は収集することがないように、必要な事務の範囲内の収集、目的以外の利用の禁止や不要となった情報の破棄など、取り扱いの徹底を行っています。

なお、個人情報の取り扱いについて、判断が困難な事例については、横浜市に確認するなど、適切な対応をとります。

7 自主事業計画

(1) グリーストラップ槽の清掃

食堂設備を有する施設には、定期的に清掃、汚泥処理を実施し環境に配慮します。

(2) 腸内細菌検査の実施

食品を扱う従業員は、定期的に腸内細菌検査を行い食中毒原因菌の保菌者の早期発見に努め、事故を未然に防いでおります。

(3) AED（自動体外式除細動装置）の設置

山下ふ頭港湾厚生センター本館、大黒ふ頭港湾厚生センター、横浜市港湾労働会館、本牧ふ頭港湾厚生センターには、救命活動で心肺蘇生術に活用できるAED（自動体外式除細動装置）を設置しております。

（その他、自社の厚生センターとして、本牧ポートハイツセンター、万国橋会議センターにも配備）

(4) 玄関マットの設置

厚生センター全施設には、館内床汚染防止のための定期的に交換する玄関マットを設置しております。

施設周辺において実施されるイベントなどにおいても、施設を活用した自主事業の実施や施設の無償貸出、無償解放することで、利用促進に向け積極的に取り組みます。

その他、指定管理施設を利用しやすい施設への改造等の必要が生じた場合は、横浜市へ事業計画の変更を提出いたします。

8 研修等計画

- (1) 横浜市が実施する指定管理者研修会や特定建築物管理者講習会には施設担当者を積極的に参加させるとともに、配付資料など、職員間において回覧するなどにより周知し、必要な情報の共有化を図ります。
- (2) 横浜市消防局職員立会いの下、テナントも含めた防災訓練の実施により、初期消火・避難誘導訓練はもとより、応急手当等の実技研修を含め毎年9月頃に予定しております。
- (3) 食堂等食品を扱う施設については、食品衛生法に基づき、食品衛生責任者を選任して食中毒の防止に努めます。
- また、保健所から講師を招き、毎年6月頃に衛生講習会を開催する予定で調理職員のみならず事務職員も出席し、全職員の啓蒙活動を行います。

9 法定点検等実施計画

各法律等に基づき実施いたします。

施設名	電気工作物	建築物等	浄化槽	排水管清掃	消防設備	防虫防鼠	エレベーター	シャッター・自動ドア	清掃業務	警備	受水槽	空調機
山下ふ頭厚生本館	月次・年次	建築物 1回/3年 ・ 設備 1回/毎年	清掃回数・法定1回	年1回	機器 6ヶ月/1回 ・ 総合 年1回	定期・毎月・毎年2回	-	法定点検	日常・定期	機械警備	-	6ヶ月/1回
山下ふ頭厚生別館	↑		-	↑		↑	法定点検	↑	↑	↑	-	↑
大黒ふ頭港湾厚生	↑		3ヶ月1回・法定1回	↑	↑	6ヶ月/1回	↑	↑	↑	↑	-	↑
大黒ふ頭レストハウス	↑		↑	↑		↑	-	-	定期	施設確認	-	↑
出田町ふ頭港湾厚生	-		↑	↑		↑	随時	-	-	↑	↑	-
港湾労働会館	月次・年次		-	↑	↑	6ヶ月/1回	法定点検	法定点検	日常・定期	保安警備	清掃・検査/年1回	↑
本牧ふ頭港湾厚生	↑		-	↑		↑	自動散布	-	-	↑	機械警備	↑
港湾労働者本牧ふ頭厚生	-	3ヶ月1回・法定1回	↑	↑	消火器	随時	-	-	定期	施設確認	-	↑
本牧ふ頭日突理厚生	-	-	-	↑	↑	自動散布	-	-	↑	↑	-	-

■ 外部委託を予定している業務（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（当該業務を専門とする事業者へ委託）

全施設共通 消防設備点検、清掃業務、警備業務、

防虫防鼠、害虫駆除、排水管清掃、ゴミ収集処理業務

★玄関マット管理業務

食堂施設を有する厚生施設

★グリーストラップ清掃・汚泥処理業務

山下ふ頭港湾厚生センター（本館）

建築物及び建築設備定期点検

自家用電気工作物点検業務

浄化槽点検業務

自動ドア点検業務
空調機点検業務
緑地保全業務

山下ふ頭港湾厚生センター(別館)

建築物及び建築設備定期点検
自家用電気工作物点検業務
シャッター点検業務
空調機点検業務
緑地保全業務
乗用昇降機点検整備業務

大黒ふ頭港湾厚生センター

建築物及び建築設備定期点検
浄化槽点検業務
自動ドア点検業務
シャッター点検業務
乗用昇降機点検整備業務
自家用電気工作物点検業務
空調機点検業務
緑地保全業務

大黒ふ頭レストハウス

建築物及び建築設備定期点検
浄化槽点検業務
緑地保全業務
自家用電気工作物点検業務
空調機点検業務

出田町ふ頭港湾厚生センター

建築物及び建築設備定期点検
浄化槽点検業務
空調機点検業務
緑地保全業務

横浜市港湾労働会館(波止場会館)

建築物及び建築設備定期点検
自動ドア点検業務

シャッター点検業務
乗用昇降機点検整備業務
自家用電気工作物点検業務
空調機点検業務
小規模受水槽点検業務
緑地保全業務
★小便器自動洗浄

本牧ふ頭港湾厚生センター

建築物及び建築設備定期点検
自家用電気工作物点検業務
小規模受水槽点検業務

港湾労働者本牧ふ頭厚生施設

建築物及び建築設備定期点検
浄化槽点検業務

★印は自主提案事業

収支計画書

(1) 収入

金額 (単位: 千円)

区 分	平成 30 年度
指定管理料 (消費税含む)	79,726
収入合計	79,726

(2) 支出

区 分	平成 30 年度	
維持管理運営費	79,726	
項目	人件費	17,952
	消耗品費、備品購入費等	170
	光熱水費 (電気、上下水道、ガス)	9,637
	清掃費 (害虫駆除等含む)	16,846
	安全管理費 (警備費等含む)	9,130
	設備保守点検費	13,409
	保険料	321
	小破修繕費	3,600
	租税公課等	2,755
	消費税	5,906
支出合計	79,726	